

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1055号)

平成24年7月19日

横 情 審 答 申 第 1055 号

平 成 24 年 7 月 19 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成23年10月5日港南税第919号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成23年度固定資産税・都市計画税（土地・建物）課税明細書に記載
されている土地について、Ⅰ．固定資産税課税標準額Ⅱ．都市計画税課税
標準額の算出式」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成23年度固定資産税・都市計画税（土地・建物）課税明細書に記載されている土地について、Ⅰ．固定資産税課税標準額Ⅱ．都市計画税課税標準額の算出式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成23年度固定資産税・都市計画税（土地・建物）課税明細書に記載されている土地について、Ⅰ．固定資産税課税標準額Ⅱ．都市計画税課税標準額の算出式」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月2日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 個人情報本人開示請求書の記載内容から、本件個人情報は、平成23年度に実施機関が異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、固定資産税及び都市計画税を課税した土地（以下「本件土地」という。）について、土地の価格（以下「評価額」という。）から課税標準額（税額計算の基礎となる額）を算出する過程を示した算出式（以下「個別算出式」という。）が記載された文書であると解した。
- (2) 評価額から課税標準額を算出する方法（以下「計算方法式」という。）は、納税通知書同封の「固定資産税・都市計画税を知っていただくために」（以下「案内資料」という。）と表記した綴込みチラシや納税者向け冊子である「固定資産税のあらまし」に記載している。

納税者は、一般に、納税者の土地に係る納税通知書及び課税明細書記載の評価額等の情報を計算方法式に当てはめることで、自身の土地に係る課税標準額の確認が可能である。

- (3) 市税の賦課に必要な帳票を作成するための次に掲げるアからウまでのプロセスは、

税務システムにより電子計算機処理（以下「電算処理」という。）で行っている。

ア 評価額と住宅用地など土地の利用状況による本則課税標準額（本来の課税標準額）の算出

イ 本則課税標準額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の算出

ウ 負担水準に基づく負担調整措置の適用

- (4) 電算処理の結果、納税通知書、課税明細書、土地（補充）課税台帳及び土地家屋総合名寄帳といった帳票が作成される。これらの帳票には、評価額、本則課税標準額、前年度課税標準額、負担水準、課税標準額等（以下「課税計算情報」という。）が記載されている。このように、課税標準額の算出は電算処理で行っているため、本件土地に係る個別算出式は作成していない。

したがって、本件個人情報、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求める。
- (2) 固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額は、納税額を確認するうえで必要不可欠なものである。個別算出式がなくして、各課税標準額が算出できるはずがない。
- (3) 個別算出式を確認することは、納税者の当然の権利である。実施機関の考えは、納税者はそのようなことを知らずともよく、余計な詮索をしないようにということなのか。納税者に知る術がないことはとんでもないことであり、全てを公表するのが当然であるとする。
- (4) 実施機関に対しては、書留内容証明郵便で本件個人情報に係る資料その他の送付を依頼した。その依頼に対し、実施機関から届いた回答では、申立人が依頼した本件個人情報について何の記載もなく、開示できるとされている帳票・資料も一部のみしかなく、説明もなかった。

さらに、普通郵便で実施機関からの未送付資料の確認とともに、土地に係る基本情報、評価情報、課税情報等が記載されている計算票について、その正式名称を教示するよう依頼した。その依頼に対し、実施機関から届いた2回目の回答においても、帳票・資料の送付は一切なく、依頼した計算票の正式名称についての回答もな

かった。説明資料については、窓口に来た納税者に必要に応じて見せるものであるとの回答であり、窓口に来られない納税者を差別する考え方である。

- (5) 総務省から通知された「固定資産税の情報開示に関する留意事項等について（通知）」（平成14年総税固第60号）に記載の「・・・固定資産税に関して、納税者等が確認や判断を行うために必要な情報をできる限り開示することにより、固定資産税に対する納税者等の信頼を確保する・・・」を参照願う。

5 審査会の判断

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務について

実施機関では、地方税法（昭和25年法律第226号）、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）、横浜市固定資産評価事務取扱要領等に基づき、税額計算の基礎となる課税標準額の算出など土地の固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。

固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額については、土地（補充）課税台帳に登載するとともに納税通知書の課税明細書に記載のうえ、毎年度4月に納税者あてに送付している。

納税通知書には、納税者の土地に係る課税明細書及び納付書兼納付済通知書のほか、納税者向けの案内資料を同封することにより、固定資産税及び都市計画税についての計算方法式を含む税額計算の説明を加えている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人に対して通知された平成23年度固定資産税・都市計画税（土地・建物）課税明細書に記載された本件土地に係る個別算出式である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、納税通知書等に記載される課税標準額の計算は、税務システム内で電算処理されていると説明している。そのため、実施機関では、本件個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

そこで、当審査会で、平成24年4月20日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個別の土地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額の算出は、住宅に対する軽減措置、課税標準の特例及び負担調整率による措置を踏まえており、全ての土地について、職員が手計算で個別算出式を作ることは現実的ではないことから行っていない。

そのため、税務システムに個別の土地に係る課税計算情報を入力し、計算方法式に沿った計算処理を行っている。当該計算処理は、同システム内で電算処理を行っているのみであり、個別算出式を印字する機能はない。

- (イ) 納税者に送付する固定資産税・都市計画税の納税通知書には、課税明細書及び案内資料を同封している。課税明細書には納税者の土地に係る課税計算情報が印字されており、納税者は案内資料を参照して計算方法式に該当情報を当てはめることにより、自身で課税標準額を計算し、検証することができる。
- (ウ) 納税通知書を送付してから一月程度の期間、土地価格等縦覧帳簿、土地（補充）課税台帳兼評価調書、土地家屋総合名寄帳等を縦覧に供している。このときに納税者からの要請があった場合、その場で当該納税者の土地に係る個別算出式の作成方法等について説明を加え、納税者の理解を得るための対応を図っている。

申立人に対しては、これらの対応の範囲で情報提供及び案内を行っていた。しかし、本件土地に係る個別算出式を作成し、提供するという要請にまでは応えられず、本件個人情報を作成していない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の説明によれば、納税者が自身に賦課された課税標準額の計算過程について検証を行う際には、実施機関が納税通知書に同封し、送付している案内資料に記載された計算方法式に、自身の課税計算情報を当てはめることで算出が可能であるとのことである。このことから、実施機関の職員が、個別の納税者の土地に係る個別算出式を作成し、提示することは可能であると推測できる。

しかし、実施機関が税務システムを使用する目的は、一定の期間内に多くの納税者を対象とした課税計算について定型的な計算処理を大量に行うためであると考えられ、個別の納税者からの要請に応じて個別算出式を作成することはなく、提供もしていないという実施機関の説明に不合理な点はない。

- (イ) また、実施機関が説明している納税者の理解を得るための対応がなされていること及び納税者による計算過程の検証手段が用意されていることを踏まえると、本件個人情報を作成し、又は取得していないとの実施機関の主張は是認できる。
- (ウ) なお、申立人の主張からは、本件請求を受けた実施機関が申立人の要請に応じて本件土地に係る個別算出式を作成し、提供することを求めているとも考えられる。

しかし、条例に基づく制度は、実施機関が開示請求をされた個人情報を持有していない場合において、これに応ずるために対象となる個人情報を作成し、又は取得することを義務付けるものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年10月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年10月13日 (第193回第一部会) 平成23年10月14日 (第200回第二部会) 平成23年10月21日 (第127回第三部会)	・諮問の報告
平成23年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年2月17日 (第133回第三部会)	・審議
平成24年3月2日 (第134回第三部会)	・審議
平成24年4月20日 (第137回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・審議
平成24年6月15日 (第139回第三部会)	・審議